

2. 貴族の特権 [図表P. 65③]

①身分的特権

貴族の子であれば、21歳になると、父祖の位階に応じて自動的に一定の位階が与えられる。これを

8 _____ という。

②経済的特権

a、位階・官職に応じて収入が保障される。

* 「位田」…位に応じて与えられる田。5位以上の者が対象。

* 「位封」…位に応じて与えられる封戸のこと。

〈封戸とは〉

これを与えられた者は、その戸からの9 _____ の大部分を自らの収入として得ることができる。

詳細は図表 P. 65②の _____ 内語句説明参照。

* 「職田」…職に応じて与えられる田。大臣・大納言と大宰府官人および国司・郡司に与えられた。

* 「職封」…職に応じて与えられる封戸のこと。大臣・納言・参議にのみ支給された。

b、租税の免除(10 _____ ・ _____ ・ _____ 免除) [図表P. 67①②]

③刑罰の軽減…有位者とその家族は罰金を払うなどすれば実刑を課せられない。

※ただし8つの重罪(=「11 _____」) [図表P. 65④⑤] にあたる場合は軽減なし。

Q. 「五刑」とは何? [図表P. 65④A]

A. 古代の刑罰。軽いものから順に「笞」「杖」「 」「 」「 」の五種類のこと。

* 貴族は犯罪を犯しても罰せらるる子はよほど重罪のみ。

貴族では、一般官人の子どもの場合、入学、および小学校で教年間(当初は9年間)し、所定の試験で上位の成績をおさめれば、最高八位の位階が与えられる。図表P. 65図をみると、たとえば親の位階が三位であれば、その子どもは何れにせよ六位スタートになる。このことをこの表は示している。

さらに貴族は位階と官職で与えられる田が与えられる。たとえば「正一位太政大臣」の場合、図表P. 65図を参照すると、「正一位」にふさわずか、位田80町、位封300戸(300戸分の税が政府ではなく、その正一位の人(系)のみ)、季禄および小遣金と人間100人、この「太政大臣」にふさわずか、職田40町と職封3000戸(3000戸分の税!) 人間300人。このように合計は(700人、税は11,100)。

で、その収入は収入の多くが貴族に与えられた。この特権は、ほとんどの税を払わなくてよい。ということ。収入は莫大、税は払わない。ひとたび貴族になれば、何かの謀略に手玉にはならない限り、その力が衰えることはない。